

司法書士

---

「パーフェクトローラー講座」プレ開講  
～レベルを体感！模擬講義～

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 263956

SU26395



2027 司法書士試験 中上級ガイダンス

# パーフェクトローラー講座 模擬講義

司法書士講師 根本正次

## 図表を使って知識を、整理しながら「しっかりとしたインプット」を

### ポイント ① さらに充実！「図表で整理」された「繰り返ししやすい」オリジナルテキスト

ある程度の受験回数があり、十分な知識量を学んできたはずの方が合格点に届かない原因はどこにあるのでしょうか。ひとつの原因は知識の混乱です。多くの知識があるために区別がつかなくなってしまうのです。また、覚えたはずの知識でも、繰り返さない（繰り返せない）うちに、時間とともに「うろ覚え」の状態になることも原因として挙げられます。

本講座では、司法書士試験の膨大な知識を「正確に」「素早く」整理するため、知識をコンパクトに図表化したテキストを提供します。こちらは、LEC が長い年月をかけて作り上げている合格者絶賛の教材です。

### ポイント ② 合否を分ける分野・論点に絞った「合格に効くメリハリ」をつけた講義

司法書士試験の問題には、「受験生であれば、まず間違えてはいけない問題」「知識がないと二択に追い込まれる問題」「取れなくてもしょうがない問題」があります。

この講座では、主に「知識がないと二択に追い込まれる問題」の部分を説明します（次ページの図表を参照）。

近年の司法書士試験の合否を分けるのは、この分野の出来・不出来なのです。

これにより、確実な基準点突破と、基準点+27問を目指していきます。

### ポイント ③ インプットテキストでアウトプットをする！

アウトプットメインの学習は、「問われたところしか答えられなくなる」というデメリットがあります。インプットメインの学習は、網羅性があるというメリットがありますが、学習の達成感がない、学習しにくいというデメリットがあります。

本テキストでは、「インプットテキストで、アウトプットできる」ことを目指しています。

具体的には、図表の各所に暗記というマークを入れています。

これがある図表は、復習時に「図表を隠して中身が言えるか」を試してください。それがアウトプットになります。

講義期間中は、インプット講義とは別に多くの問題を解く必要はありません。

指摘した問題と、この講義の暗記に専念してください。

## 2027 年パーフェクトローラーの特徴

＜択一・記述編、全科目一斉配信。自分のペースで、直ぐに学習できる＞

この講座は、原則、2026 年目標に収録した講義を配信します。そのため、申し込み後すぐに、すべての科目を受講できます。

一括配信だから、

◆早いうちに弱点科目を強化したい

◆特定科目の実力を底上げしたい

◆改正 民事訴訟法から学習したい

など、受講生一人ひとりのニーズに応えられます！

## &lt;資料①&gt; 午前科目の出題内容

| 出題番号 | 科目  | 範疇   | 内容             | 形式  | 正答率  |   |
|------|-----|------|----------------|-----|------|---|
| 1    | 憲法  | 人権各論 | 労働基本権          |     | 35.7 | C |
| 2    | 憲法  | 人権各論 | 財産権            |     | 89.5 |   |
| 3    | 憲法  | 統治   | 憲法改正           | 穴埋め | 57.2 | B |
| 4    | 民法  | 総則   | 後見、保佐及び補助      |     | 91.7 |   |
| 5    | 民法  | 総則   | 意思表示           | 事例  | 82.7 |   |
| 6    | 民法  | 総則   | 消滅時効           | 事例  | 62.5 | B |
| 7    | 民法  | 物権   | 物権変動           |     | 88.4 |   |
| 8    | 民法  | 物権   | 占有             | 事例  | 77.8 |   |
| 9    | 民法  | 物権   | 相隣関係           |     | 64.3 | B |
| 10   | 民法  | 物権   | 共有             | 事例  | 65.6 | B |
| 11   | 民法  | 担保物権 | 留置権            |     | 87.6 |   |
| 12   | 民法  | 担保物権 | 質権             |     | 76.1 |   |
| 13   | 民法  | 担保物権 | 物上代位           |     | 70.8 |   |
| 14   | 民法  | 担保物権 | 根抵当権           |     | 88.3 |   |
| 15   | 民法  | 担保物権 | 不動産の譲渡担保       |     | 88.2 |   |
| 16   | 民法  | 債権総論 | 相殺             |     | 88.0 |   |
| 17   | 民法  | 債権総論 | 同時履行の抗弁権       |     | 92.1 |   |
| 18   | 民法  | 債権各論 | 売買             |     | 92.4 |   |
| 19   | 民法  | 債権各論 | 委任             |     | 91.2 |   |
| 20   | 民法  | 親族   | 養子縁組           |     | 91.9 |   |
| 21   | 民法  | 親族   | 未成年後見          |     | 77.1 |   |
| 22   | 民法  | 相続   | 相続人            |     | 96.7 |   |
| 23   | 民法  | 相続   | 遺言             |     | 94.2 |   |
| 24   | 刑法  | 刑法各論 | 住居侵入罪等         |     | 96.1 |   |
| 25   | 刑法  | 刑法各論 | 文書偽造の罪         |     | 90.9 |   |
| 26   | 刑法  | 刑法各論 | 窃盗罪            |     | 74.6 |   |
| 27   | 会社法 | 設立   | 株式会社の募集設立      |     | 89.7 |   |
| 28   | 会社法 | 株式   | 株主名簿           |     | 66.2 | B |
| 29   | 会社法 | 株式   | 自己株式           |     | 91.1 |   |
| 30   | 会社法 | 機関   | 株式会社の役員の任期     | 対話  | 94.0 |   |
| 31   | 会社法 | 機関   | 株式会社の役員の損害賠償責任 |     | 61.1 | B |
| 32   | 会社法 | 持分会社 | 持分会社           |     | 91.2 |   |
| 33   | 会社法 | 組織再編 | 新設合併           |     | 77.2 |   |
| 34   | 会社法 | 組織再編 | 組織変更           |     | 74.4 |   |
| 35   | 商法  |      | 商人および商号        |     | 66.5 | B |

## 【令和８年度 午後の部択一式 試験】

| 出題番号 | 科目 | 範疇     | 内容                 | 形式    | 正答率  |   |
|------|----|--------|--------------------|-------|------|---|
| 1    | 民訴 | 複雑訴訟形態 | 共同訴訟               |       | 49.5 | B |
| 2    | 民訴 |        | 訴訟要件 権利確認の利益       |       | 60.3 | B |
| 3    | 民訴 | 証拠     | 文書提出命令             |       | 74.3 |   |
| 4    | 民訴 | 訴訟の終了  | 既判力                | 長文    | 57.9 | B |
| 5    | 民訴 | 上訴     | 控訴                 |       | 45.5 | B |
| 6    | 民保 |        | 民事保全               |       | 88.4 |   |
| 7    | 民執 |        | 民事執行               |       | 68.7 | B |
| 8    | 書士 |        | 司法書士又は司法書士法人       |       | 74.7 |   |
| 9    | 供託 | 各論     | 弁済供託               |       | 69.3 | B |
| 10   | 供託 | 各論     | 執行供託               | 事例/長文 | 74.7 |   |
| 11   | 供託 | 総論     | 供託物の払渡請求           |       | 74.0 |   |
| 12   | 不登 |        | 電子申請の手続            |       | 79.5 |   |
| 13   | 不登 |        | 書面申請における印鑑証明書の添付   | 長文    | 38.4 | C |
| 14   | 不登 |        | 登記の申請人             | 事例/長文 | 79.6 |   |
| 15   | 不登 |        | 判決による登記            | 事例/長文 | 94.9 |   |
| 16   | 不登 | 各論     | 所有権の登記             | 事例/長文 | 88.7 |   |
| 17   | 不登 |        | 区分建物及びその敷地の登記      |       | 71.8 |   |
| 18   | 不登 | 各論     | 地上権及び地役権の登記        |       | 91.1 |   |
| 19   | 不登 | 各論     | 賃借権の登記             |       | 72.3 |   |
| 20   | 不登 |        | 第三者の承諾を証する情報の添付の要否 | 登記記録  | 72.9 |   |
| 21   | 不登 | 各論     | 先取特権の登記            |       | 71.1 |   |
| 22   | 不登 | 各論     | 抵当権の登記             | 事例    | 81.7 |   |
| 23   | 不登 | 各論     | 根抵当権の登記            | 事例/長文 | 69.1 | B |
| 24   | 不登 | 各論     | 信託の登記              |       | 85.8 |   |
| 25   | 不登 | 各論     | 仮登記（仮登記申請の可否）      | 事例    | 79.5 |   |
| 26   | 不登 |        | 不動産登記の審査請求         |       | 82.7 |   |
| 27   | 不登 |        | 登録免許税（税率メイン）       |       | 58.7 | B |
| 28   | 商登 | 総論     | 商業登記における印鑑証明書      |       | 62.5 | B |
| 29   | 商登 | 設立     | 株式会社の設立の登記         |       | 76.1 |   |
| 30   | 商登 |        | 会社の本店移転の登記         |       | 28.7 | C |
| 31   | 商登 | 機関     | 株式会社の役員等の変更登記      |       | 68.5 | B |
| 32   | 商登 | 株式     | 募集株式の発行の登記         |       | 66.3 | B |
| 33   | 商登 |        | 会社その他法人の継続         |       | 72.9 |   |
| 34   | 商登 |        | 商業登記の嘱託            | 図表    | 25.9 | C |
| 35   | 商登 | 有限     | 特例有限会社の登記          | 対話    | 46.1 | B |

空欄＝Aランク : 正答率が70%～ Bランク : 69%～40%  
Cランク : 39%以下

# 第5編 一般社団法人等の登記

## 第1節 基礎知識

【図表1 ガイドライン **暗記**】

機関設計；必要機関→○，任意機関→△

|           |         | 一般社団法人                                                                            | 一般財団法人                                  |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 法人格の付与の対象 |         | 一定の目的のために結合した「人」の集合<br>→社員（構成員）が存在する                                              | 一定の目的のために結合された一団の「財産」<br>→社員（構成員）が存在しない |
| 機関設計      | 社員総会    | ○                                                                                 | —                                       |
|           | 評議員     | —                                                                                 | ○                                       |
|           | 評議員会    | —                                                                                 | ○                                       |
|           | 理事      | ○                                                                                 |                                         |
|           | 理事会     | △                                                                                 | ○                                       |
|           | 監事      | △<br>理事会設置一般社団法人<br>→○<br>会計監査人設置一般社団法人<br>→○                                     | ○                                       |
|           | 会計監査人   | △<br>大規模一般社団法人※1→○                                                                | △<br>大規模一般財団法人※1→○                      |
| 設立        | 員数      | 2名以上の「社員」が必要                                                                      | 1名以上の「設立者」でよい                           |
|           | 遺言による設立 | できない                                                                              | できる                                     |
|           | 財産保有規制  | なし                                                                                | 300万円以上の財産を拠出しなければならない                  |
| 法人格の取得    |         | 主たる事務所の所在地における設立の登記（法人22・163）〔民昭55-16-5, 平11-1-エ〕（×主務官庁の許可）                       |                                         |
| 「目的」の制限   |         | 「剰余金の分配」を目的としてはならない〔平6-31-5, 民平11-1-オ〕（事業には格別の制限は設けられていない。公益的事業・共益的事業・収益的事業も可。）※2 |                                         |

※1 「大規模一般社団法人」・「大規模一般財団法人」の意義

最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額（負債額）の合計額が200億円以上である一般社団（財団）法人をいう（法人2②③）。〔令7-35-オ〕

会社法における「大会社（会社2⑥）」のような「資本金の額」による基準（会社2⑥イ）に相当するものは、存在しない（「一問一答公益法人関連三法」p20Q15）。

※2 収益事業の登記の可否

一般社団法人の「目的」は、定款の絶対的記載事項であり（法人11Ⅰ①），かつ登記事項であるが（法人301Ⅱ①）。一般社団法人であっても，法人の目的の達成のために「収益事業」を行うことは差し支えなく（昭35.10.7民甲2531号），収益事業について登記することもできる。〔平8-33-ア，平23-34-ア〕

【図表 2 各法人の定款の絶対的記載事項・横断整理】

| 株式会社<br>(会社 27・37・98)                                                                   | 持分会社<br>(会社 576 I)                                                                                        | 一般社団法人<br>(法人 11)                                                                                              | 一般財団法人<br>(法人 153)                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①目的<br>②商号<br>③本店の所在地<br><br>④設立に際して出資される財産の価額またはその最低額<br>⑤発起人の氏名または名称及び住所<br>⑥発行可能株式総数 | ①目的<br>②商号<br>③本店の所在地<br><br>④社員の出資の目的及びその価額又は評価の標準<br><br>⑤社員の氏名又は名称及び住所<br>⑥社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別 | ①目的<br>②名称<br>③主たる事務所の所在地<br><br>※ 1<br><br>④設立時社員の氏名又は名称及び住所<br><br>⑤社員の資格の得喪に関する規定<br><br>⑥公告方法 ※ 3<br>⑦事業年度 | ①目的<br>②名称<br>③主たる事務所の所在地<br>④設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額<br><br>⑤設立者の氏名又は名称及び住所<br><br>⑥設立時評議員，設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項<br>⑦設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人であるときは，設立時会計監査人の選任に関する事項<br>⑧評議員の選任及び解任に関する事項<br>※ 2<br>⑨ 公告方法 ※ 3<br>⑩ 事業年度 |

※ 1 一般社団法人の社員は，出資の必要はないが，経費支払義務がある。

【図表 3 一般社団法人の社員の経費支払義務】

|           |                                               |
|-----------|-----------------------------------------------|
| 規 定 内 容   | 社員は，定款で定めるところにより，一般社団法人に対し，経費を支払う義務を負う（法人 27） |
| 経 費 の 意 義 | 一般社団法人の事業活動において経常的に生じる費用                      |
| 具 体 例     | 事務所の賃料，法人税等の公租公課，決算公告の費用など                    |

## ※2 許されない定款の定め

「理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する」旨の定款の定めは、その効力を有しない（法人153Ⅲ①）。

## ※3 公告方法（法人331）

【図表4 一般社団（財団）法人の公告方法 暗記】

可→○，不可→×

|                                | 一般社団法人<br>一般財団法人             | 会社（会社939Ⅰ）                                                               |
|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| ①官報に掲載する方法                     | ○                            | ○                                                                        |
| ②時事に関する事項を掲載する<br>日刊新聞紙に掲載する方法 | ○                            | ○                                                                        |
| ③電子公告                          | ○（注）                         | ○                                                                        |
| ④主たる事務所の公衆の見やすい<br>場所に掲示する方法   | ○<br>[平23-34-エ]<br>[令6-35-イ] | ×                                                                        |
| ⑤定款で公告方法を定めな<br>いこと            | ×                            | ○（任意的記載事項）<br>定款で公告方法を定めな<br>かった場合には、公告方法は<br>「官報に掲載する方法」と<br>なる（会社939Ⅳ） |

（注）一般社団法人等は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

- 一 官報に掲載する方法
  - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
  - 三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものをとる方法をいう。以下同じ。）
  - 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として法務省令で定める方法
- 2 一般社団法人等が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。[令7-35-ア]

|                                                                                                                                                                                                                |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| <p><b>【令7-35-ア】</b></p> <p>公告方法を電子公告としたときは、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法を登記することはできない。</p>                                                                             | ○ |
| <p><b>【令4-35-オ】</b></p> <p>2以上の一般社団法人が新設合併をした場合においては、新設合併消滅法人が債権者保護手続に係る公告を官報及び定款の定めに従って主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によりしたときであっても、知れている債権者がいない場合を除き、新設合併による設立の登記の申請書には、知れている債権者に対して各別の催告をしたことを証する書面を添付しなければならない。</p> | ○ |



【図表 5 一般財団法人の定款例】

## 一般財団法人〇〇会定款（抜粋）

（名称）

第1条 この法人は、一般財団法人〇〇会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を〇県〇市に置く。

（目的）

第3条 当法人は、〇〇を社会に普及させることを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 〇〇に関する調査及び研究
- 二 〇〇に関する広報活動
- 三 〇〇に関する意見の表明

（設立者及び財産の抛却）

第5条 設立者の氏名及び住所並びに抛却をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

| 氏名   | 住所            | 財産 | 価額    |
|------|---------------|----|-------|
| 〇〇〇〇 | 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 | 金銭 | 〇〇〇万円 |
| 〇〇〇〇 | 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 | 金銭 | 〇〇〇万円 |
| 〇〇〇〇 | 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 | 絵画 | 〇〇〇万円 |

（評議員）

第9条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

（中略）

（定款の変更）

第31条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

（残余財産の帰属）

第33条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第34条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

附 則

- 1 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決議によって選任する。
- 2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般財団法人〇〇会の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

設立者 〇〇 〇〇  
 設立者 〇〇 〇〇  
 設立者 〇〇 〇〇

【図表 6 一般社団（財団）法人の登記事項（主たる事務所の所在地）】

|                      | 一般社団法人<br>(法人 301Ⅱ)         | 一般財団法人<br>(法人 302Ⅱ) |
|----------------------|-----------------------------|---------------------|
| 目的                   | ○                           | ○                   |
| 名称                   | ○                           | ○                   |
| 主たる事務所の所在場所          | ○                           | ○                   |
| 従たる事務所の所在場所          | ○                           | ○                   |
| 存続期間（定款に定めがあるとき）     | ○[平 25-35-イ]                | ○                   |
| 解散の事由（定款に定めがあるとき）    | ○                           | ○                   |
| 電子提供措置をとる旨の定款の定め     | ○                           | ×                   |
| 資産の総額                | ×                           | ×[平 24-35-イ]        |
| 基金の額                 | ×[平 23-34-オ]<br>[平 28-35-オ] | —                   |
| 理事                   | ○（氏名）                       | ○（氏名）               |
| 代表理事                 | ○（氏名・住所）                    | ○（氏名・住所）            |
| 理事会設置法人である旨          | ○                           | ×                   |
| 評議員                  | —                           | ○（氏名）[令 6-35-ア]     |
| 評議員会設置法人である旨         | —                           | ×[令 3-34-ア]         |
| 社員                   | ×[平 23-34-イ]                | —                   |
| 社員の資格の得喪に関する定め       | ×[平 25-35-オ]                | —                   |
| 設立者                  | —                           | ×                   |
| 監事                   | ○（氏名）※1                     | ○（氏名）※1             |
| 監事設置法人である旨           | ○                           | ×[平 29-35-ウ] ※2     |
| 会計監査人                | ○（氏名または名称）                  | ○（氏名または名称）          |
| 会計監査人設置法人である旨        | ○                           | ○                   |
| 仮会計監査人の氏名            | ○（氏名または名称）                  | ○（氏名または名称）          |
| 役員等の責任免除についての定め      | ○                           | ○ ※3                |
| 非業務執行理事等の責任の限度に関する契約 | ○                           | ○[平 29-35-イ] ※4     |
| 貸借対照表等の電磁的開示関係事項     | ○（ウェブページのアドレス）              | ○（同左）[令 6-35-オ]     |
| 公告方法                 | ○                           | ○                   |
| 電子公告関係事項             | ○                           | ○                   |

※1 株式会社のように会計限定できる規定はない[令 4-35-エ]

※2 清算中は登記事項になる[平 24-35-ア/令 6-35-ウ]

※3 評議員の一般財団法人に対する損害賠償責任については、評議員会決議による責任の一部免除及び理事会による免除に関する定款の定めは許されない。これは「評議員は業務執行を担わないことから実際に賠償責任を負うケースは非常に少ないと考えられ、総評議員による責任免除に加え、これより軽い要件による免除の制度を認める必要がない」ことが理由とされている（一問一答・140頁）。

※4 評議員は責任限定契約を締結することができない。

【図表 7 ある一般社団法人（理事会設置一般社団法人・監事設置一般社団法人・会計監査人設置法人の場合）の主たる事務所の登記記録例（平 20.9.22 民商 2529 号依命通知第 1 節第 1.1 (2)・(3)】

|                 |                                                                                                                                          |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称              | 一般社団法人霞が関協会                                                                                                                              |
| 主たる事務所          | 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号                                                                                                                    |
| 法人の公告方法         | 官報に掲載してする。                                                                                                                               |
| 法人成立の年月日        | 平成 21 年 4 月 1 日                                                                                                                          |
| 目的等             | <p>目的</p> <p>当法人は、環境保護を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <p>1 環境保護に関する調査及び研究</p> <p>2 環境保護に関する広報活動</p> <p>3 環境保護に関する意見の表明</p> |
| 役員に関する事項        | 理事 甲野太郎                                                                                                                                  |
|                 | 理事 乙野次郎                                                                                                                                  |
|                 | 理事 丙野五郎                                                                                                                                  |
|                 | 東京都千代田区九段南一丁目 1 番 15 号<br>代表理事 甲野太郎                                                                                                      |
|                 | 東京都大田区鵜の木二丁目 9 番 15 号<br>代表理事 乙野次郎                                                                                                       |
|                 | 監事 丁野六郎                                                                                                                                  |
|                 | 会計監査人 監査法人桜会                                                                                                                             |
| 従たる事務所          | 1<br>大阪府中央区谷町二丁目 1 番 17 号                                                                                                                |
|                 | 2<br>名古屋市中区三の丸二丁目 2 番 1 号                                                                                                                |
|                 | 3<br>横浜市神奈川区七島町 117 番地                                                                                                                   |
|                 | 4<br>さいたま市浦和区高砂三丁目 16 番 58 号                                                                                                             |
| 存続期間            | 法人成立の日から満 50 年                                                                                                                           |
| 理事会設置法人に法人関する事項 | 理事会設置法人                                                                                                                                  |
| 監事設置法人に関する事項    | 監事設置法人                                                                                                                                   |
| 会計監査人設置法人に関する事項 | 会計監査人設置法人                                                                                                                                |
| 登記記録に関する事項      | <p>設立</p> <p>平成 21 年 4 月 1 日登記</p>                                                                                                       |

【図表 8 ある一般財団法人の主たる事務所の登記記録例（平 20.9.22 民商 2529 号依命通知第 2 節第 1. 1 (1)）】

|            |                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------|
| 名称         | 一般財団法人霞が関協会                                                 |
| 主たる事務所     | 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号                                       |
| 法人の公告方法    | 官報に掲載してする。                                                  |
| 法人成立の年月日   | 平成 2 1 年 4 月 1 日                                            |
| 目的等        | 目的<br>1 環境保護に関する調査及び研究<br>2 環境保護に関する広報活動<br>3 環境保護に関する意見の表明 |
| 役員に関する事項   | 評議員 甲野太郎                                                    |
|            | 評議員 乙田春子                                                    |
|            | 評議員 丙川三郎                                                    |
|            | 理事 丁山四郎                                                     |
|            | 理事 戊沢五郎                                                     |
|            | 理事 己島夏江                                                     |
|            | 東京都千代田区九段南一丁目 1 番 1 5 号<br>代表理事 丁山四郎                        |
|            | 東京都大田区鶴の木二丁目 9 番 1 5 号<br>代表理事 戊沢五郎                         |
|            | 監事 庚塚七郎                                                     |
| 従たる事務所     | 1<br>大阪府中央区谷町二丁目 1 番 1 7 号                                  |
|            | 2<br>名古屋市中区三の丸二丁目 2 番 1 号                                   |
|            | 3<br>横浜市神奈川区七島町 1 1 7 番地                                    |
|            | 4<br>さいたま市浦和区高砂三丁目 1 6 番 5 8 号                              |
| 存続期間       | 法人成立の日から満 5 0 年                                             |
| 登記記録に関する事項 | 設立<br>平成 2 1 年 4 月 1 日登記                                    |

## 第4節 解散・清算

### 1 解散

【図表 9 法人の解散事由及び継続の可否 暗記】

解散事由である→○，解散事由ではない→×  
継続可→○，継続不可→×

| 事由                                    | 一般社団法人         | 一般財団法人               | 継続                  |
|---------------------------------------|----------------|----------------------|---------------------|
| ①定款で定めた存続期間の満了                        | ○<br>(法人 148①) | ○ (注 1)<br>(法人 202①) | 社団は○<br>[平 22-35-ア] |
| ②定款で定めた解散の事由の発生                       | ○<br>(法人 148②) | ○<br>(法人 202②)       | 社団は○<br>[令 8-33-エ]  |
| ③社員総会の特別決議                            | ○<br>(法人 148③) | ×<br>(注 2)           | 社団は○<br>[平 29-35-エ] |
| ④社員が欠けたこと (注 3)                       | ○<br>(法人 148④) | ×                    | ×                   |
| ⑤基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能 | ×              | ○<br>(法人 202③)       | ×                   |
| ⑥純資産額が2期連続して 300 万円を下回った場合            | ×              | ○<br>(法人 202ⅡⅢ)      | 財団は○                |
| ⑦合併<br>(一般法人が消滅する場合)                  | ○<br>(法人 148⑤) | ○<br>(法人 202④)       | ×                   |
| ⑧破産手続開始の決定                            | ○<br>(法人 148⑥) | ○<br>(法人 202⑤)       | ×                   |
| ⑨法人法 261 条 1 項の規定による解散を命ずる裁判 (「解散命令」) | ○<br>(法人 148⑦) | ○<br>(法人 202⑥)       | ×                   |
| ⑩法人法 268 条の規定による解散を命ずる裁判 (「解散判決」)     | ○<br>(法人 148⑦) | ○<br>(法人 202⑥)       | ×                   |
| ⑪休眠一般法人のみなし解散<br>(注 4)                | ○<br>(法人 149)  | ○<br>(法人 203)        | ○<br>3 年以内          |

(注 1) 基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能によって解散する旨を定款で定めた場合であっても、その旨を登記することはできない。[令 6-35-エ] (法定の解散事由が定款に解散事由として記載されていても、それは登記事項とはならない) (一般社団・財団法人法の法人登記実務 p320)

(注 2) 一般財団法人は、評議員会の決議により解散することはできない (「杉浦 (下)」p15)。

(注 3) 一般社団法人は、社員が 1 人だけになっても解散しないが、社員が欠けた場合、すなわち社員が「0 人」になった場合には、解散することになる (「杉浦 (上)」p26)。

(注 4) 最後の登記後 5 年を経過した一般法人 (休眠一般法人) が対象になる (法人 149Ⅰ・203Ⅰ)。

【図表 10 法人の解散事由及び添付書面（法人 148・149・202・203） 暗記】

|                                       | 解散登記等の方法                   | 解散登記申請時の添付書面                       |
|---------------------------------------|----------------------------|------------------------------------|
| ①定款で定めた存続期間の満了                        | 申請<br>(法人 308 I)           | ×                                  |
| ②定款で定めた解散の事由の発生                       | 申請<br>(法人 308 I)           | 定款で定めた解散の事由の発生を証する書面<br>(法人 324 I) |
| ③社員総会の特別決議                            | 申請<br>(法人 308 I)           | 社員総会議事録<br>(法人 317 II)             |
| ④社員が欠けたこと                             | 申請<br>(法人 308 I)           | ×                                  |
| ⑤基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能 | 申請<br>(法人 308 I)           | 事由の発生を証する書面<br>(法人 324 I)          |
| ⑥純資産額が2期連続して300万円を下回った場合              | 申請<br>(法人 308 I)           | 事由の発生を証する書面<br>(法人 324 I)          |
| ⑦合併<br>(一般法人が消滅する場合)                  | 申請<br>(法人 306 I・307 I)     | ×                                  |
| ⑧破産手続開始の決定                            | 裁判所書記官による破産手続開始決定の登記の嘱託    |                                    |
| ⑨法人法 261 条 1 項の規定による解散を命ずる裁判（「解散命令」）  | 裁判所書記官の嘱託<br>(法人 315 I ③ロ) |                                    |
| ⑩法人法 268 条の規定による解散を命ずる裁判（「解散判決」）      | 裁判所書記官の嘱託<br>(法人 315 I ①ハ) |                                    |
| ⑪休眠一般法人のみなし解散                         | 登記官の職権<br>(法人 330, 商登 72)  |                                    |

【図表 11 職権抹消される登記】

| 株式会社（商登規 59・72）                    | 一般社団法人               | 一般財団法人                      |
|------------------------------------|----------------------|-----------------------------|
| 「解散」の登記をしたときに職権抹消される登記             |                      |                             |
| 支配人の登記[昭 63-38-5]                  |                      |                             |
| 取締役会設置会社である旨の登記                    | 理事会設置一般社団法人である旨の登記   | （理事会設置一般財団法人である旨は、登記事項ではない） |
| 取締役、代表取締役及び社外取締役に関する登記             | 理事・代表理事に関する登記        | 理事・代表理事に関する登記               |
| 特別取締役による議決の定めがある旨の登記               |                      |                             |
| 特別取締役に係る登記                         |                      |                             |
| 会計参与設置会社である旨の登記                    |                      |                             |
| 会計参与に関する登記                         |                      |                             |
| 会計監査人設置会社である旨の登記                   | 会計監査人設置一般社団法人である旨の登記 | 会計監査人設置一般財団法人である旨の登記        |
| 会計監査人に関する登記                        | 会計監査人に関する登記          | 会計監査人に関する登記                 |
| 監査等委員会設置会社である旨の登記                  |                      |                             |
| 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に関する登記？       |                      |                             |
| 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めに関する登記 |                      |                             |
| 指名委員会等設置会社である旨の登記[平 26-32-オ]       |                      |                             |
| 委員、執行役及び代表執行役に関する登記[平 26-32-オ]     |                      |                             |
| ×監査役設置会社である旨の登記                    | ×監事設置一般社団法人である旨の登記   | （監事設置一般財団法人である旨は、登記事項ではない）  |
| ×監査役会設置会社である旨の登記                   |                      |                             |
| ×監査役に関する登記                         | ×監事に関する登記            | ×監事に関する登記<br>[平 31-35-エ]    |
| ×社外監査役に関する登記                       |                      |                             |

## 2 清算

### 2-1 清算一般社団（財団）法人の機関

【図表 12 清算一般社団（財団）法人の機関】

○→必要的機関，△→任意的機関

| 機関    | 清算一般社団法人 | 清算一般財団法人 |
|-------|----------|----------|
| 社員総会  | ○        | —        |
| 評議員   | —        | ○        |
| 評議員会  | —        | ○        |
| 理事    | —        | —        |
| 理事会   | —        | —        |
| 監事    | △（注 1）   | △（注 2）   |
| 会計監査人 | —        | —        |
| 清算人   | ○        | ○        |
| 清算人会  | △        | △        |

（注 1）清算一般社団法人であるにもかかわらず、監事が必要的機関である場合  
清算開始時に、大規模一般社団法人であった場合は、必要的。

（注 2）清算一般財団法人であるにもかかわらず、監事が必要的機関である場合  
清算開始時に、大規模一般財団法人であった場合は、必要的。

### 2-2 清算一般社団（財団）法人の機関に関する登記事項

【図表 13 清算一般社団（財団）法人の機関に関する登記事項】

|             | 清算一般社団法人 | 清算一般財団法人 |
|-------------|----------|----------|
| 清算人の氏名      | ○        | ○        |
| 代表清算人の氏名・住所 | ○        | ○        |
| 清算人会を置く旨    | ○        | ○        |
| 監事を置く旨      | ○        | ○        |
| 清算終了の旨      | ○        | ○        |



## 2-3 清算人の就任

清算一般社団法人の（最初の）清算人となる者は、次のとおりである（法人 209，平 20. 9. 1 民商 2351 号第 2 部第 3. 2 (1)イ(ウ)）。

なお，清算人については，任期の上限はない（平 20. 9. 1 民商 2351 号第 2 部第 3. 2 (1)イ(ウ)）。

【図表 14 清算法人の最初の清算人となる者】

| 清算株式会社<br>(会社 478)                                        | 持分会社の法定清算<br>(会社 647)                                           | 一般社団（財団）法人<br>(法人 209)                                                 |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ① 定款で定める者                                                 | i 定款で定める者                                                       | I 定款で定める者                                                              |
| ② 株主総会の決議によって<br>選任された者                                   | ii 業務執行社員の過半数の<br>同意によって定める者                                    | II 社員総会（一般財団法人<br>では評議員会）の決議によ<br>って選任された者                             |
| ③ ①②に掲げる者がなけれ<br>ば，清算開始時の取締役（法<br>定清算人）（注）                | iii i iiに掲げる者がなけれ<br>ば，業務執行社員（法定清<br>算人）                        | III I IIに掲げる者がない<br>場合は，清算開始時の理事<br>（法定清算人）                            |
| ④ ①②③により清算人とな<br>る者が「ない」ときは，利害<br>関係人の申立てにより裁判<br>所が選任した者 | iv i ii iiiにより清算人とな<br>る者が「ない」ときは，利<br>害関係人の申立てにより裁<br>判所が選任した者 | IV I II IIIの規定により清<br>算人となる者が「ない」と<br>きは，利害関係人の申立て<br>により裁判所が選任した<br>者 |

（注）・監査等委員会設置会社であった場合は，監査等委員である取締役以外の取締役  
・指名委員会等設置会社であった場合は，監査委員以外の取締役

【図表 15 清算中の機関に関する登記事項 暗記】

|                                 | 通常の株式会社      | 特例有限会社                                | 持分会社                                                            | 一般社団（財団）<br>法人 |
|---------------------------------|--------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------|
| 清算人に関する登記事項                     | 清算人の氏名       | 清算人の氏名及び住所<br>[平 20-28-エ]             | 清算人の氏名又は名称及び住所                                                  | 清算人の氏名         |
| 代表清算人に関する登記事項                   | 代表清算人の氏名及び住所 | 代表清算人の氏名<br>[平 20-28-エ]<br>[令 2-32-2] | 代表清算人の氏名又は名称<br>[令 2-32-2]<br>代表清算人が法人であるときは、当該清算人の職務執行者の氏名及び住所 | 代表清算人の氏名及び住所   |
|                                 | （常に登記事項である。） | （特例有限会社を代表しない清算人がある場合に限る。）            | （清算会社を代表しない清算人がある場合に限る。）                                        | （常に登記事項である。）   |
| 清算人会に関する登記事項<br>（定款で設置すると定めた場合） | 清算人会設置会社である旨 | （清算人会を置くことはできない。）                     | （清算人会を置くことはできない。）                                               | 清算人会設置会社である旨   |

【図表 16 最初の清算人の登記申請における添付書面 暗記】

| 清算人の定め方                                                 | 通常の株式会社                                                     | 特例有限会社                                                               | 持分会社                                           | 一般社団（財団）<br>法人                                 |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| ① 定款で定める者                                               | 定款<br>就任承諾書                                                 | 定款<br>就任承諾書                                                          | 定款<br>就任承諾書                                    | 定款<br>就任承諾書                                    |
| ② 株主総会で選任された者<br>社員の過半数の同意によって定める者<br>社員総会（評議員会）で選任された者 | 定款<br>株主総会議事録<br><br>株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面<br><br>就任承諾書 | [令 2-32-1]※<br>株主総会議事録<br><br>株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面<br><br>就任承諾書 | [令 2-32-1] ※<br>社員の一致があったことを証する書面<br><br>就任承諾書 | 定款 [令 3-34-イ]<br>社員総会議事録（評議員会議事録）<br><br>就任承諾書 |
| ③ 法定清算人                                                 | 定款                                                          | 定款                                                                   | 定款                                             | 定款                                             |
| ④ 裁判所が選任した者                                             | 定款<br>清算人選任決定書正本                                            | 清算人選任決定書正本                                                           | 清算人選任決定書正本                                     | 定款<br>清算人選任決定書正本                               |

※ 定款は不要である。[平 20-33-ア] [平 29-29-ウ]

【図表 17 最初の代表清算人の就任の態様と就任による変更登記の添付書面】

必要→○, 不要→×

| 代表清算人の定め方                 |                                             | 代表清算人の<br>「選定」を証する書面                    | 代表清算人としての<br>就任承諾書の添付の<br>要否 |
|---------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------|
| Ⅰ 清算人会<br>「非設置」<br>一般社団法人 | ① 各自代表（法人 214Ⅰ本文）<br>（積極的に代表清算人を定めな<br>い場合） | ×                                       | ×                            |
|                           | ② 定款に直接代表清算人の氏<br>名を記載<br>（法人 214Ⅲ）         | 定款<br>（法人登規 3, 商登規<br>61Ⅰ）              | ×                            |
|                           | ③ 社員総会の普通決議<br>（法人 214Ⅲ）                    | 社員総会議事録<br>（法人 317Ⅱ）                    | ×                            |
|                           | ④ 定款の定めに基づく清算人<br>の互選<br>（法人 214Ⅲ）          | 定款＋互選書<br>（法人登規 3, 商登規<br>61Ⅰ, 法人 317Ⅰ） | ○                            |
|                           | 共通                                          | ⑤ 法定代表清算人<br>（法人 214Ⅳ）                  | ×                            |
|                           |                                             | ⑥ 裁判所の選任（法人 214Ⅴ）                       | ×                            |
| Ⅱ 清算人会<br>「設置」<br>一般社団法人  | ⑦ 清算人会の決議<br>（法人 220Ⅲ）                      | 清算人会議事録<br>（法人 326Ⅱ）                    | ○                            |

### 3 清算の結了

#### 法人法 240条

- 1 清算人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。
- 2 清算人会設置法人においては、決算報告は、清算人会の承認を受けなければならない。
- 3 清算人は、決算報告（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の承認を受けたもの）を社員総会又は評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

清算結了の登記の申請書には、この「決算報告の承認をした社員総会の議事録」（社団法人の場合）・「決算報告の承認をした評議員会の議事録」を添付しなければならないが、「清算人会の議事録」の添付は要しない（法人 328, 平 20. 9. 1 民商 2351 号第 2 部第 3. 3）。

なお、旧民法法人については、旧民法 83 条で「清算が終了したときは、清算人は、その旨を主務官庁に届け出なければならない」とされていたが、登記を義務づける規定が存在しなかったので、清算の結了の登記はされていなかった（杉浦（上）」p29）。

## 第 33 問

会社その他の法人の継続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

- ア 定款で定めた存続期間の満了により解散した株式会社が当該存続期間の満了後直ちに当該株式会社を継続する旨の株主総会の決議をしたときは、解散及び清算人の登記をした後でなければ当該株式会社の継続の登記の申請をすることができない。
- イ 株主総会の決議により解散した株式会社が継続の登記を申請するときは、清算人及び代表清算人に関する登記の抹消登記をも申請しなければならない。
- ウ 休眠一般社団法人が、解散したものとみなされた後 3 年以内に一般社団法人を継続する場合には、継続の登記の申請書には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議した社員総会の議事録を添付しなければならない。
- エ 一般財団法人が定款で定めた解散の事由の発生により解散した場合には、清算が終了するまで、継続を決議した評議員会の議事録を添付して継続の登記の申請をすることができる。
- オ 定款で定めた存続期間の満了によって解散した合名会社が、社員の一部の同意によって継続する場合には、当該合名会社を継続することにつき同意しなかった社員について、社員の退社による変更の登記を申請しなければならない。

1 アエ                      2 アオ                      3 イウ                      4 イエ                      5 ウオ

# 民事訴訟法 講義教材

## 第161条（準備書面）

- I 口頭弁論は、書面で準備（ ① ）。
- II 準備書面には、次に掲げる事項を記載する。
- ① 攻撃又は防御の方法
  - ② 相手方の請求及び攻撃又は防御の方法に対する陳述
- III （ ② ）においては、次の各号のいずれかに該当する準備書面に記載した事実でなければ、主張することができない。
- ① 相手方に送達された準備書面
  - ② 相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された場合における当該準備書面
  - ③ 相手方が第91条の2第1項の規定により準備書面の閲覧をし、又は同条第2項の規定により準備書面の複写をした場合における当該準備書面
- ① しなければならない
- ② 相手方が在廷していない口頭弁論

### 【趣旨】

口頭弁論期日における充実した審理のためには準備書面による事前の準備が不可欠である。そこで本条は、口頭弁論は書面で準備すべきことを規定し、準備書面の記載事項について規定している。また、相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面に記載した事実でなければ、主張できないものとして、当事者間の公平を図っている。

### 【図表18 準備書面の要否 暗記】

| 第○回口頭弁論      |             | 原則                          | 例外                                                          |
|--------------|-------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 原告 → 準備書面作成？ | 簡裁以外の<br>場合 | 必要的 [平1-3-1]<br>(161 I・297) | ---                                                         |
|              | 簡裁の場合       | 任意的 (276 I)                 | 相手があらかじめ準備しなければ陳述できないような事項については書面による準備又は相手方への通知が必要 (276 II) |

### 【図表19 不記載・不提出の効果 暗記】 ○＝主張することができる ×＝できない

|                         | 相手方在廷の場合 | 相手方不在廷の場合         |
|-------------------------|----------|-------------------|
| 準備書面に記載なき事実<br>(※1)の陳述  | ○        | ×<br>[平26-2-ア] ※2 |
| 準備書面に記載がある事実<br>(※1)の陳述 | ○        | ○<br>[昭56-7-4]    |

※1 ここにいう「事実」には、証拠の申出も含まれる。

※2 ただし、相手方が十分予想することができた場合には、相手方が口頭弁論期日に在廷して  
いなくても、準備書面に記載されていない証拠の申出をすることができる(最判昭27.6.17)。

### 【図表20 記載・提出の効果】

|       |                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 積極的效果 | ① 相手方が欠席した場合でも、記載事実を陳述することができる。                                                                       |
|       | ② 最初の口頭弁論期日(簡裁の続行期日)又は弁論準備手続の期日に欠席しても、相手方が出席している限り、裁判所の裁量により記載事項を陳述したものとみなされる(158・277・170Ⅳ)。 [平1-3-4] |
| 消極的效果 | 被告が本案に関する準備書面を提出した後は、訴えの取下げには被告の同意が必要となる(261Ⅱ)。 [平1-3-5]                                              |

### 改正の趣旨・ポイント 重要度 ★

旧民訴法の下では、相手方が在廷していない口頭弁論においては、相手方に送達された準備書面又は相手方から受領書面が提出された準備書面に記載した事実でなければ主張することができないとされていた(旧民訴法161条3項)。そして実務上は、準備書面を提出した当事者が相手方にファクシミリ等で直送し、相手方がそれを受けて受領書面を提出していた。ところで、新民訴法では、準備書面はインターネットを使用して提出することができ、その内容は裁判所の使用するサーバのファイルに記録される(新民訴法132条の10第1項)。また、紙媒体で提出された準備書面についても、その内容は当該ファイルに記録される(新民訴法132条の12第1項)。

新民訴法の下では、当該ファイルに記録された準備書面の内容について、相手方はファクシミリ等で送付されていなくとも、自宅や事務所等からサーバにアクセスし、インターネットを使用して裁判所に赴くことなく閲覧や複写(ダウンロード)をして内容を確認することができる。

旧民訴法において、相手方が在廷していない口頭弁論で受領書面が提出された準備書面に記載した事実を主張できたのは、相手方がその内容を確認できることが明らかであり、不意打ちとならないためである。同様に、新民訴法の下でも、相手方が当該ファイルに記録された準備書面を閲覧し、又は複写(ダウンロード)した場合には、その内容を確認した、又は確認することができたことが明らかである。

そこで、新民訴法では、裁判所の使用するサーバのファイルに記録された準備書面を相手方が閲覧し、又は複写(ダウンロード)した場合には、相手方が在廷していない口頭弁論において、その準備書面に記載(記録)された事実を主張することができるとしている(新民訴法161条3項3号)。

### 第162条 (準備書面等の提出期間)

- I 裁判長は、答弁書若しくは特定の事項に関する主張を記載した準備書面の提出又は特定の事項に関する証拠の申出をすべき期間を定めることができる。
- II 前項の規定により定めた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかった理由を説明しなければならない。

### 【趣旨】

裁判長には訴訟指揮権がある(148)ため、口頭弁論の期日又は期日外において釈明すべき旨を促すこと(149)等、必要な処分をすることができる。その権限行使の一態様として、訴訟の円滑な進行を図るため、一定の期間内に一定の訴訟行為をするよう促すことができるのは当然である。しかし、準備書面の提出、特定の事項に関する証拠の申出については訴訟の進行にお

いて特に重要な意義を有することから、特に明文で裁判長がこれらの提出期間を定めることができる旨を規定したものである。

### 改正の趣旨・ポイント 重要度 ★★

民訴法では、裁判長は、準備書面の提出又は証拠の申出をすべき期間を定めることができる（旧民訴法162条、新民訴法162条1項）。しかし旧民訴法には、その期間を徒過した場合に関する規定はなかった。

もっとも、実務においては、裁判長が定めた期間内に準備書面の提出等がされないこともあり、相手方当事者や裁判所が、提出される準備書面を事前に読むなど期日に向けた準備をすることができず、事件によっては期日が空転する場合もあるとの指摘があった。

そこで、新民訴法では、理由なく準備書面の提出等が遅滞することを抑止する観点から、定められた期間を徒過して準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、期間を遵守できなかった理由を説明しなければならないとしている（新民訴法162条2項）。

なお、説明された「期間を遵守できなかった理由」は、**民訴法157条1項**による却下の適否を判断する際に考慮されることになる。

### 第163条（当事者照会）

I 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、（①）により、又は相手方の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより回答するよう、（②）により照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ① 具体的又は個別的でない照会
- ② 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
- ③ 既にした照会と重複する照会
- ④ 意見を求める照会 [平21-2-ア]
- ⑤ 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
- ⑥ 第196条又は第197条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

II 当事者は、前項の規定による書面による照会に代えて、相手方の承諾を得て、電磁的方法により照会をすることができる。

III 相手方（第1項の規定により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答するよう照会を受けたものを除く。）は、同項の規定による書面による回答に代えて、当事者の承諾を得て、電磁的方法により回答をすることができる。

- ① 書面
- ② 書面

### 〔趣旨〕

迅速かつ充実した審理のためには、早期に適確な争点整理を行うことが必要となる。争点整理についての裁判所の負担を軽減するため、本条は、訴訟の係属中、裁判所の権能の発動を介在させることなく、当事者同士で主張又は立証の準備に必要な事項について書面で照会することができることを規定した。

| 改正の趣旨・ポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 重要度 ★ |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>旧民訴法は、当事者照会における照会又は回答を書面であることを規定していた。</p> <p>新民訴法では、情報通信技術の進展等を踏まえ、照会や回答について電子メール等の電磁的方法をとることを可能とするための規定を整備している。ただし、照会や回答をする者がインターネット等を使用できる環境にあるとは限らないため、電磁的方法を用いるには相手方がその使用を認めていることを要するするとともに、その方法を電磁的方法に限定する（書面を禁ずる）ことはしていない。</p> <p>具体的な改正内容は次のとおりである（新民訴法163条）。</p> <p>① 当事者は、訴訟係属中、相手方に対し、当事者照会をすることができる事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は相手方の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより回答するよう、書面により照会をすることができる。</p> <p>② 当事者は、相手方の承諾を得た場合には、電磁的方法により①の照会をすることができる。</p> <p>③ 相手方は、書面又は電磁的方法のいずれかにより回答するよう照会を受けた場合のほか、当事者の承諾を得た場合にも、電磁的方法により回答をすることができる。</p> |       |

【図表21 当事者照会の比較】

|              | 訴訟係属中の当事者照会<br>(163) | 訴え提起前における照会<br>(132の2) |                  |
|--------------|----------------------|------------------------|------------------|
| 誰ができるか       | 原告・被告                | 原告                     | 被告               |
| 照会する要件       | -----                | 訴え提起の予告<br>通知をすること     | 予告通知に返答<br>をすること |
| 回答する義務       | あり                   | あり                     |                  |
| 回答しない場合の制裁規定 | なし<br>[平 18-3-3]     | なし                     |                  |



< MEMO >

# 記述編 講義教材

## 所有権移転（相続⑥）

### 1人っ子相続〔平31年記述式〕

| 権 利 部 ( 甲 区 ) ( 所 有 権 に 関 す る 事 項 ) |           |                      |                                                    |
|-------------------------------------|-----------|----------------------|----------------------------------------------------|
| 順位番号                                | 登 記 の 目 的 | 受付年月日・受付番号           | 権 利 者 そ の 他 の 事 項                                  |
| 1                                   | 所有権保存     | 平成5年6月10日<br>第27566号 | 原因 平成5年6月10日売買<br>所有者 名古屋市北区桜島二丁目<br>7番12号<br>甲山一郎 |

〔平成31年1月18日甲山大介から聴取した内容〕

- 1 甲建物は、生前に父・甲山一郎が購入し、両親が住んでいましたが、今は誰も住んでおらず空家状態です。今後、使う見込みもないので売却に向けた準備をしています。
- 2 父は、平成24年7月21日に他界しました。父の相続人は、母・甲山友子と私の2人でしたが、平成30年2月12日、母も他界しました。母の相続人は私1人でした。父も母も遺言書は残しておらず、遺産の分割の協議を行ったこともありません。

|       |                                                      |
|-------|------------------------------------------------------|
| 登記の目的 | 所有権移転                                                |
| 原因    | 平成24年7月21日相続                                         |
| 相続人   | (被相続人 甲山一郎)<br>持分2分の1 甲山友子<br>上記相続人甲山大介<br>2分の1 甲山大介 |
| 登記の目的 | 甲山友子持分全部移転                                           |
| 原因    | 平成30年2月12日相続                                         |
| 相続人   | (被相続人 甲山友子)<br>持分2分の1 甲山大介                           |

### <父母が順次死亡した場合における登記手続>

Aの死亡により、Aの配偶者BとABの子Cが共同相続人となったが、相続登記未了の間にBが死亡した場合において、AからCに相続を原因とする所有権移転の登記をするためには、Cを相続人とする遺産分割協議書等を添付する必要がある、その添付がない場合には、まず、BCへの相続を原因とする所有権移転の登記をした上で、Bの持分についてCへの相続を原因とする持分全部移転の登記をすべきである（登研758-171）。

【図表 22 いわゆる一人っ子相続】

| <p>① 死亡<br/>A = C<br/>② C 死亡<br/>B</p> | 論点                                                                 | 結論                                        |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
|                                        | (1) なすべき登記は [平 31 記述式]                                             | 1 件目 A → B C 移転<br>2 件目 C → B 移転          |
|                                        | (2) C が死亡する前, B C 間で「所有者を B とする」協議が成立していた (協議書は作成していない) 場合のなすべき登記は | 1 件 A → B 移転<br>(注 1)                     |
|                                        | (3) (2) の場合, 遺産分割協議書を作成するのは                                        | B (注 1)                                   |
|                                        | (4) A が死亡し, C が死亡した後に, B のみで遺産分割協議をした場合のなすべき登記は                    | 1 件目 A → B C 移転<br>2 件目 C → B 移転<br>(注 2) |

(注 1) 遺産分割協議書が作成されていなくても協議は有効であり, また B は当該協議の内容を証明することができる唯一の相続人であるから, 当該協議の内容を明記して B が C の死後に作成した遺産分割協議証明書は, 登記原因証明情報としての適格性を有し, これが B の印鑑証明書とともに提供されたときは, 相続による所有権移転登記の申請をすることができる。

(平 28. 3. 2 民二 154 号)

#### 遺産分割協議証明書

平成 20 年 11 月 12 日〇県〇市〇区〇町〇丁目〇番〇号 A の死亡によって開始した相続における共同相続人 B 及び C が平成 23 年 5 月 10 日に行った遺産分割協議の結果, 〇県〇市〇区〇町〇丁目〇番〇号 B が被相続人の遺産に属する後記物件を単独取得したことを証明する。

平成 27 年 1 月 1 日

〇県〇市〇区〇町〇丁目〇番〇号

A の相続人兼 A の相続人 C の相続人 B ⑨

(注 2) A の相続人及び A の相続人である C の相続人という二重の肩書で遺産分割をしても無効とされるため (1 人遺産分割協議は不可), 法定相続で処理される (平 28. 3. 2 民二 154 号) (平 26. 3. 13 東京地裁判決、平 26. 9. 30 東高裁控訴審判決等)

## 根抵当権者に相続があった場合

（甲建物の登記記録の概要）

甲区 1 番 所有権保存  
平成 17 年 3 月 10 日受付第 3010 号  
所有者 A

乙区 1 番 根抵当権設定  
平成 17 年 3 月 10 日受付第 3011 号  
原因 平成 17 年 3 月 10 日設定  
極度額 金 3000 万円  
債権の範囲 売買取引  
債務者 A  
根抵当権者 B

（当事者から聴取した事実関係）

- 1 平成 18 年 5 月 1 日、B は死亡した。B には、配偶者として C、子として D E F G がいる。G は適法に相続放棄の手続をしている。また E は特別受益者であり、相続分は 0 である。
- 2 平成 18 年 5 月 3 日、遺産分割協議の参加資格がある者全員により遺産分割協議がなされた。遺産分割の結果は下記のとおりである。
  - 一、乙区 1 番の根抵当権で担保する債権は、D が承継する。
  - 二、F は指定根抵当権者にならない。

## 登 記 申 請 書

登記の目的 1 番根抵当権移転  
原因 平成 18 年 5 月 1 日相続  
根抵当権者（被相続人 B）  
C  
D  
E  
添付書類 登記原因証明情報  
代理権限証明情報（C、D、E の委任状）  
課税価格 金 3,000 万円  
登録免許税 金 3 万円

- 相続人が複数であっても、根抵当権については、「持分」が申請情報の内容となることはない（「逐条不動産登記令」p39 元本確定後であっても持分は申請情報の内容とならない）。

[2-17(4)]

## 関連論点

【図表 23 相続による根抵当権移転登記における相続人①】

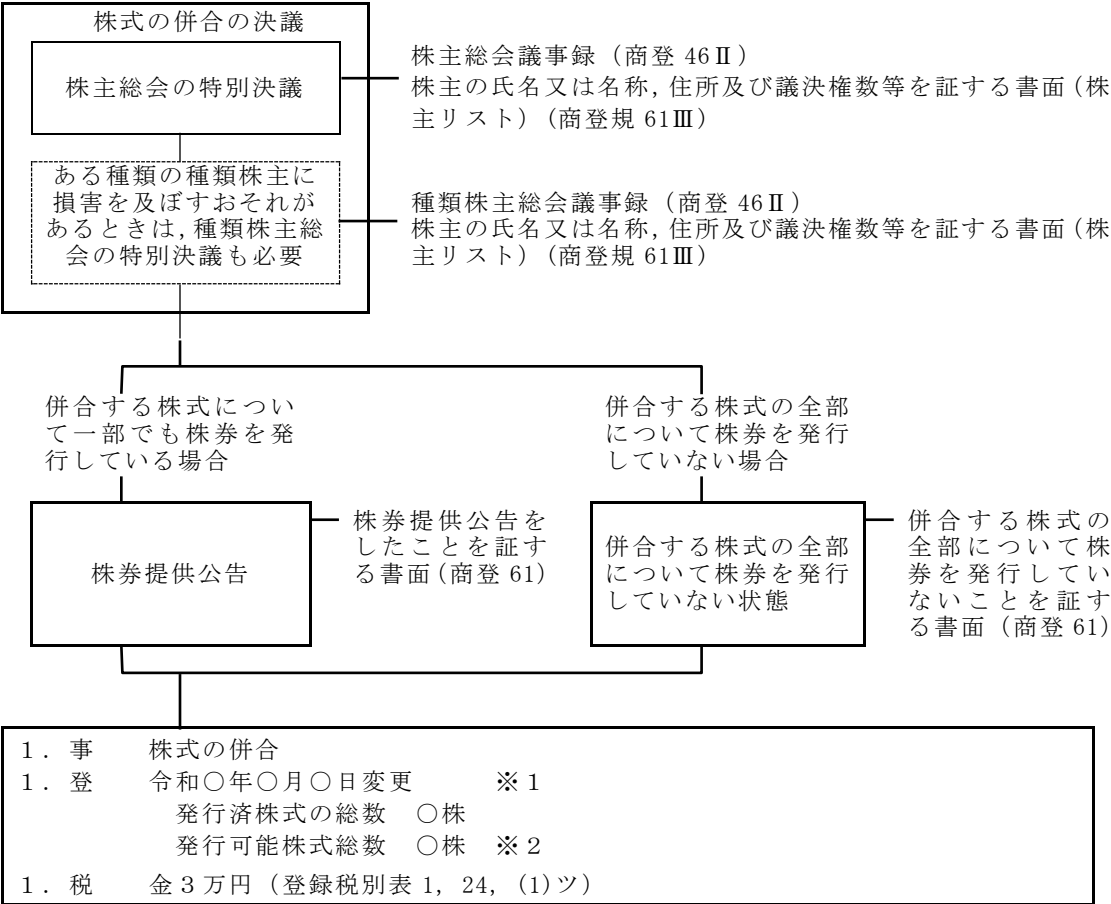
| イメージ                                                                                                                                                                                                                                                              | 相続による根抵当権移転登記の申請人となるか                                       | 結論     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------|
| 根抵当権者 A（死亡）<br>相続人 B（相続放棄）<br>C（特別受益）<br>D（遺産分割で既発生の債権を相続しないことを合意）<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">             申請書<br/>             目的 根抵当権移転<br/>             根抵当権者（被相続人A）<br/>             ???           </div> | 相続放棄をした者<br>[10-22(ア)]                                      | ×      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                   | 根抵当権について相続が開始し、共同相続人の中に自らの相続分を超える遺贈を受けた者（特別受益者）[16-18(ウ)]   | ○<br>※ |
|                                                                                                                                                                                                                                                                   | 遺産分割協議書等に相続人の一人が既発生の債権を相続しない旨が記載されている場合[10-22(イ)、令 5-24(イ)] | ○<br>※ |

※ 相続による根抵当権の移転登記については、申請書に添付されている民法 903 条の特別受益証明書又は遺産分割協議書等の書面に、既発生の債権を相続しない旨及び民法 398 条の 8 第 1 項の合意による指定を受ける意思のない旨が明らかに記載されている者は、相続人とならない（昭 46.12.27 民三 960 号）。 [10-22(イ)]

【図表 24 相続による根抵当権移転登記における相続人②】

| イメージ                                | 論点                                                                            | 結論                             |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 根抵当権者 A（死亡）<br>相続人 B C D            | 根抵当権移転登記の申請人は                                                                 | B のみ[令 4-24(エ)]<br>(登研 794-91) |
| →遺産分割協議がされ、根抵当権者の地位をBが承継する旨が定められた場合 | すでに共同相続人の全員が根抵当権の承継人として登記名義を得ていた場合になすべき登記は<br>(CDは既発生債権を承継せず、指定根抵当権者にもならなかった) | 更正登記<br>(登研 794-92)            |

【図表 25 株式の併合による変更登記の手続モデル（株券発行会社の場合）】



※ 1 登記事項につき[平 25-31-ア，平 30-31-ウ]

※ 2 発行可能株式総数を変更している場合には，発行可能株式総数の変更の登記をしなければならない（平 27.2.6 民商第 13 号）。

＜株式の併合がある場合に検討しなければならない事項＞

- 1 決議権限
  - 株主総会（特別決議）で決議をしているか（会社 466）
  - 種類株主総会が必要かをチェック
- 2 決議内容
  - ① 異種類間での併合はすることができない[平 25-31-エ]
  - ② 公開会社の場合，発行済株式総数が発行可能株式総数の 4 分の 1 未満にできない
- 3 株券提供公告[平 25-31-オ]
  - ① 公告媒体は適法か
  - ② 1 か月以上の期間を設けているかを確認

## 2 論点チェック

- ① 株式併合に伴って、通知や公告が要求されることがあるか。そして、それは商業登記法での立証書面として要求されるか。

株式の併合の決議をしたときは、決議で定めた効力発生日の2週間前までに、株主（種類株式発行会社では併合する種類の種類株主）及びその登録株式質権者に対して、併合の割合等、決議で定めた事項を通知しなければならない（会社181Ⅰ）。

この通知は、公告に代えることができる（会社181Ⅱ）。

なお、「公告又は通知をしたことを証する書面」を添付することを要しない。

- ② 株券発行会社で、併合する株式の一部のみに株券を発行している場合、株券提供公告が必要か。

併合する株式について、株券が一部でも発行されている場合には、併合する株式（種類株式発行会社では併合する種類の株式）の株券を提出しなければならない旨を公告し、かつ、各別に通知しなければならない（会社219Ⅰ柱書・Ⅰ②）。

- ③ 株式併合に伴って、自己株式も減少するか

株主は、株主総会決議で定めた効力発生日に、その前日に有する株式（種類株式発行会社においては併合する種類の株式）の数に併合の割合を乗じて得た数の株式の株主となる（会社182）。

株式の併合は、株主の有する株式が、一律に、比例按分して減少するものであるので、自己株式も含めて（商事法務1741-16）、発行済株式の総数が、割合的に減少する。

- ④ 株式併合に伴って、発行可能株式総数はどうなるか。

株式会社は、株式の併合をしようとするときは、株主総会の決議によって、①併合の割合、②効力発生日、③株式会社が種類株式発行会社である場合には、併合する株式の種類、及び④効力発生日における発行可能株式総数を定めなければならない（会社180Ⅱ）。そして当該決議に従って、効力発生日に、定款の発行可能株式総数は変更されるものとみなされる（会社182Ⅱ）。

したがって、株式の併合に係る併合比率に応じた発行可能株式総数の減少による変更の登記も申請しなければならないわけではない。[平25-31-イ、平31-29-イ]

- ⑤ 株式の種類ごとに異なった併合比率でした株式の併合による変更の登記の申請をすることができるか

株式会社は、株式の併合をしようとするときは、株主総会の決議によって、①併合の割合、②効力発生日、③株式会社が種類株式発行会社である場合には、併合する株式の種類、及び④効力発生日における発行可能株式総数を定めなければならない（会社180Ⅱ）。よって、種類株式発行会社においては株式の種類ごとに異なった併合比率で併合をすることができる。[25-31-ウ、令4-29-ウ]

設問1. 申請書を作成せよ

|                                      |                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商号                                   | 株式会社鈴木楽器                                                                                                                                                                                                                    |
| 発行可能株式総数                             | 2万株                                                                                                                                                                                                                         |
| 発行済株式の総数<br>並びに種類及び数                 | 発行済株式の総数<br>6,000株<br>各種の株式の数<br>甲種類株式 2,000株<br>乙種類株式 4,000株                                                                                                                                                               |
| 発行可能種類株式<br>総数及び発行する<br>各種の株式の内<br>容 | 甲種類株式 1万株<br>乙種類株式 1万株<br>1. 剰余金の配当<br>剰余金については、甲種類株式の株主に対し、乙種類株式の株主に先立ち、1株につき金300円の剰余金を支払う。<br>1. 種類株主総会の決議を要しない事項<br>法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、甲種類株式及び乙種類株式の株主に損害を及ぼすおそれがあるときであっても、当該種類株主総会の決議を要しない。 |
| 株式の譲渡制限に<br>関する規定                    | 当会社の甲種類株式及び乙種類株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。                                                                                                                                                                                    |

| 事実関係                                                                        |  |
|-----------------------------------------------------------------------------|--|
| 【令和3年2月21日開催の株式会社鈴木楽器の臨時株主総会における議事の概要】                                      |  |
| 第1号議案 株式の併合の件                                                               |  |
| 議長は、当会社の株式数を見直し、次のとおり株式を併合する必要がある旨を詳細に説明し、その可否を議場に諮ったところ、出席株主全員が賛成し、可決確定した。 |  |
| (1) 乙種類株式2株を1株に併合する。                                                        |  |
| (2) 株式の併合の効力発生日は、令和3年3月1日とする。                                               |  |
| (3) 効力発生日における発行可能株式総数は1万株とする。                                               |  |

| 申請書  |                                                                                               |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 事 | 株式の併合                                                                                         |
| 1. 登 | 令和3年3月1日次のとおり変更<br>発行済株式の総数 4,000株<br>発行済各種の株式の数 甲種類株式 2,000株<br>乙種類株式 2,000株<br>発行可能株式総数 1万株 |
| 1. 税 | 金3万円（登録税別表1.24.(1)ツ）                                                                          |
| 1. 添 | 株主総会議事録 1通<br>株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面 1通<br>委任状 1通                                          |

- ☐ 株式会社鈴木楽器は非公開会社であるため、効力発生日における発行可能株式総数は、発行済株式の総数の4倍を超えることができる。



## ＜最後に＞

模擬講義のご受講、最後まで本当にお疲れ様でした。そして、誠にありがとうございました。

このパーフェクトローラー講座（パーロー講座）は、基準点付近の受験生が、確実に基準点を突破し、さらに合格点まで到達できるように徹底的に設計された講座です。

この試験には、大きく2つの“山”があると考えています。

- ひとつは、基準点まで得点を伸ばすこと
- もうひとつは、基準点を越えた上で、さらに得点を積み上げること

この講座は、まず基準点という“第一の山”を超え、その先の「あと1歩」をしっかりと踏み出すために、非常に有益なサポートとなると確信しています。これまで、多くの基準点付近の受講生の声を丁寧に拾い上げ、教材・講義に反映してきました。その積み重ねの成果が、このパーフェクトローラー講座なのです。

○「何とかあと1歩突き抜きたい」

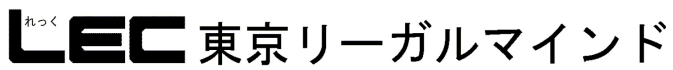
○「自分に足りないものがわからない」

そんな悩みや葛藤を感じている方は、ぜひこの講座の受講をご検討ください。きっと、突破のヒントが見つかるはずです。

司法書士講師 根本正次







著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。

SU26395